

5	教育庁	有害情報から子供を守るための情報教育等の推進
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校非公式サイト等の監視（平成21年6月から平成23年3月まで） 都内全公立学校2,200校を対象に、学校非公式サイト等の検索及び監視業務を行い、検出した不適切な書き込みについて、そのリスクレベルに応じて対応するとともに、不適切な書き込みの削除要請を行う。</li> <li>2 インターネット・携帯電話利用に関する実態調査（平成22年2月） 都内公立学校の児童・生徒、その保護者、教員を対象に、インターネット等の利用状況及びその学校生活への影響等について、抽出による調査を行う。</li> <li>3 有害情報から子供を守るための対策検討委員会（年2回） 有識者や学校の代表等の委員で構成する対策検討委員会を設置し、有害情報から子供を守るための具体的対策を検討する。</li> </ol>	
これまでの経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子供のインターネット・携帯電話に係るトラブルの対応について（通知）〔平成20年10月9日〕実態調査の結果公表及び児童・生徒、保護者、教員、関係業者へのアピール文発出</li> <li>○ ハイテク犯罪対策シンポジウム開催〔平成20年11月26日〕（警視庁と連携）</li> <li>○ 子供の携帯電話の利用に係る取組について（通知）〔平成21年1月8日〕</li> <li>○ 子供のインターネット・携帯電話利用に係る指導資料を全教員へ配布〔平成21年1月〕</li> <li>○ 新聞（主要6紙）での啓発広告「本当に必要ですか？子供にケータイ？」〔平成21年2月〕</li> <li>○ 青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進および適切な利用のための啓発活動について（依頼）〔平成21年3月16日〕</li> <li>○ 年度始めにおける子供の携帯電話利用に係る指導等の徹底について（通知）〔平成21年3月30日〕</li> <li>○ 人権教育プログラム学校教育編〔平成21年3月〕・安全教育プログラム〔平成21年3月〕を活用した指導の充実</li> <li>○ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律〔平成21年4月施行〕を踏まえた指導の検討</li> <li>○ 「とうきょうの教育」（小・中学生版）での啓発活動〔平成21年4月〕</li> <li>○ 「保護者の皆さん 子供の携帯にフィルタリングはついてますか！」配布（警視庁・東京都・東京都教育委員会）</li> </ul>	
現在の進行状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校非公式サイト等の監視業務（平成23年3月まで） 検出した不適切な書き込みについて、そのリスクレベルに応じて、当該の都立学校や区市町村教育委員会に緊急連絡や情報提供を行って、各学校において迅速に児童・生徒、保護者等への指導・啓発ができるよう支援している。また、サイトの管理者等に対して不適切な書き込みの削除要請を行っている。さらに、監視結果は、毎月、都教育委員会のホームページに掲載し、広く都民に対する啓発を行っている。</li> <li>2 インターネット・携帯電話利用に関する実態調査（平成22年2月） 都内公立学校の小学4年から高校4年までの児童・生徒、その保護者、教員を対象に、インターネット等の利用状況及びその学校生活への影響等について、児童・生徒数の総数の2%程度を抽出して行った。</li> <li>3 「有害情報から子供を守るための対策検討委員会」の設置・開催（平成21年10月） 有害情報から子供を守るための対策検討委員会において、インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導を行うための児童・生徒用指導資料を作成するなど、具体的な対策を検討している。</li> </ol>	
今後の見通し	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 インターネット・携帯電話利用に関する実態調査の結果公表（平成22年5月） 実態調査結果を公表するとともに、その結果を踏まえて、平成22年度の有害情報から子供を守るための対策検討委員会において、引き続き具体的対策を検討する。</li> <li>2 インターネット等の適正な利用に関する児童・生徒向け指導資料を活用した指導（平成22年4月） ※ 指導資料は平成22年3月に配布 小中学校において、配布した指導資料を活用し、朝の会や帰りの会、学級活動等において、インターネット等の適正な利用に関する指導を行うよう通知する。</li> <li>3 学校非公式サイト等の検索及び監視等の継続（平成23年3月31日まで） 平成21年度に引き続き、学校非公式サイト等の監視業務を行う。児童・生徒への指導、保護者や都民への啓発に資するよう、監視結果を、毎月公表していく。</li> <li>4 有害情報から子供を守るための対策検討委員会（年2回、平成22年5月に第1回開催） インターネット・携帯電話利用に関する実態調査及び学校非公式サイト等の検索及び監視等の結果を踏まえ、引き続き、児童・生徒用指導資料の作成・配布などの具体的対策を検討していく。</li> </ol>	
問い合わせ先	教育庁指導部指導企画課	電話 03-5320-6848